

## 広尾町原油価格高騰対策運送事業者緊急支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰が事業者の経営を圧迫している中で、特に運送業界における燃料の価格高騰の影響が大きいことに鑑み、町内で道路運送事業等を営む中小事業者に対し、支援金を支給することにより事業の持続と雇用の確保を図ることを目的として、支援金を支給するため必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 支援金の支給の対象となる事業者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 町内で主に運送業を営む独立した事業所(店舗)の本店及び本社等を有し、引き続き事業を継続していく意思がある者

(2) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)で規定する中小企業者及び個人事業主であり、道路貨物運送事業等に必要な許可又は認可を全て有している者。但し、個人事業主の場合、広尾町民であること。

(3) 町税等及び使用料の滞納がなく、広尾町暴力団排除条例(平成25年条例第1号)第2条第1号、第2号又は第3号に該当しない者

2 支援金の対象となる車両は、貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する事業用自動車又は運転代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車で、交付対象事業者が営む道路運送事業等の用に供するため、当該交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両とする。

2 前項に定めるもののほか、町長が特に認めた者

(支給金額)

第3条 支援金の額は、次の各号によるものとする。

(1) 対象事業者に対し10万円

(2) 対象事業者が保有する車両1台につき1万円

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、広尾町原油価格高騰対策運送事業者緊急支援金支給申請書(別記様式第1号)及び広尾町原油価格高騰対策運送事業者緊急支援金支給対象車両一覧(別記様式第1号の2)を町長に提出するものとする。

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその実情を調査し、支援金を支給することが適当であると認めるときは、支援金の支給決定をするものとする。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、その結果を広尾町原油価格高騰対策運送事業者緊急支援金支給（不支給）決定通知書（別記様式第2号）により当事者に通知するものとする。なお、この通知書をもって、支給の額の確定通知とみなす。

（支援金の請求）

第6条 支給決定の通知を受けた者は、広尾町原油価格高騰対策運送事業者緊急支援金支給請求書（別記様式第3号）により、町長に請求するものとする。

（支援金の返還）

第7条 町長は、支援金の支給を受けた者が虚偽又は不正な方法によって支給を受けたと認めるときには、既に支給した支援金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。